

平成21年度 冬号

静政連 だより

静岡県不動産政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-18-16（静岡県不動産会館内） TEL (054) 246-7175 FAX (054) 245-9730

政権交代後、初めての要望活動を実施

新政権与党に対し、税制改正・土地住宅政策に関し提言

国に対する要望活動、とりわけ「税制改正」「土地住宅政策」等に関する要望については、全宅連（全国宅地建物取引業協会連合会）作成の要望書に基づき、毎年のように要望活動を展開してきた。

本年度は、政経交代により税制改正の決定プロセスが大きく様変わりしたため、新政府への政策提言活動の一環として政府税制調査会の主要メンバーに対し中央において積極的に要望した他、不動産・住宅政策の重要性を新政府に認識してもらうため、例年どおり地元国会議員を通じて要望活動を全国展開した。



◁ 榛葉賀津也 防衛副大臣を訪問

陳情後に記念撮影。榛葉副大臣の地元、中遠支部の長澤支部長も同行し、土地住宅政策実現に向け、要望した。右から、

県宅建協会：市川直克 会長

全宅連：伊藤 博 会長

榛葉賀津也 防衛副大臣

県宅建協会：長澤昌行 中遠支部長

（10月30日：防衛省 副大臣室にて）

▶ 藤本祐司 国土交通大臣政務官を訪問

これまで、不動産取引の安全確保と消費者保護に取り組んできたことも併せて説明した。右から、藤本政務官・伊藤会長・市川会長。

（10月10日：藤本参院議員 静岡事務所にて）





◁ 細野豪志 代議士を訪問

民主党の組織委員長兼企業団体委員長である細野代議士を、地元の三島田方支部役員とともに訪問し、税制改正における特例措置の廃止・見直しは、消費者や不動産流通市場に及ぼす影響を勘案し、慎重に検討してほしい旨を説明した。

また、宅地建物取引主任者の「土」業への移行についても、熱心に耳を傾けて頂いた。

(11月21日：細野衆院議員 三島事務所にて)

右から、細野代議士・市川会長・黒田 一 三島田方支部長・渡邊照芳 副支部長（三島田方地区幹事）。

平成 22 年度 税制改正および土地住宅政策等に関する提言内容（抜粋）

<税制関係>

1. 適用期限を迎える各種税制特例措置の延長

- (1) 相続時精算課税制度の住宅取得等資金に係る特例（適用期限：平成 21 年 12 月 31 日）
- (2) 新築住宅用土地に係る不動産取得税の特例措置（適用期限：平成 22 年 3 月 31 日）
- (3) 宅地建物取引業者に係る新築住宅のみなし取得日の特例（適用期限：平成 22 年 3 月 31 日）
- (4) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置（適用期限：平成 22 年 3 月 31 日）

2. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠の拡大

住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠（現行：500 万円）を 2,000 万円に拡大する

3. 良質な中古ストック形成のための特例措置の創設

宅建業者が既存住宅を買取り一定のリフォーム等を施したうえで再販する場合の当該宅建業者の取得に係る不動産取得税及び登録免許税を非課税とする

なお、今後政府において進めることとしている租税特別措置等、税制の各種特例措置の抜本的見直しについては、消費者や市場に及ぼす影響等に充分配慮すること。特に、消費者への影響が大きい住宅ローン控除の重点化や控除額の見直し等については、中堅所得者層の一般的な住宅取得を阻害することがないか充分精査し、慎重に検討すること。

<政策関係>

1. 農地法の改善

農地法第 5 条の農地転用許可制度に関する見直し

2. 不動産登記制度の改善

登記事項証明書等の交付手数料等を引き下げ 等

3. 定期借家制度の改善

居住用建物について当事者が合意した場合には普通借家から定期借家への切り替えを認める

4. 賃貸不動産管理業の確立

賃貸不動産管理業に係る法令の整備